

緊急事態宣言期間中の 保育園利用についてのお願い

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（改正令和二年三月一三日同第四号）による緊急事態宣言が東京都に発令されました。同特措法によれば、**保育所も学校等や集会場、映画館と同じく、「使用の制限等の要請の対象となる施設」**に該当する社会福祉施設です。

「使用の制限」は、新型コロナウイルス感染症をこれ以上広めないことを目的としています。**保育所はいわゆる「濃厚接触の場所」**であり、かつ、異なる外部環境（職場、家庭、通勤等）から複数の大人が毎日、出入りする場所でもあります。そのため、感染リスクは高くならざるを得ず、**お子様、保護者の皆様、そして職員の生命を危機にさらす可能性もあります。**

そして、発症者が出なくとも、感染者や濃厚接触者が出た場合には、閉所となる可能性も十分にあり、また、保護者の皆様や職員が濃厚接触者となる可能性もあります。

保護者の皆様におかれましては、以上の点をお考え頂き、ご勤務先等ともご相談の上、**できる限り登園をお控え頂くようお願い致します。**

お子様、保護者の皆様、そして、職員の健康と命を守るための大事なお願いです。ご理解ご協力の程、どうぞよろしくお願い致します。